

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により衛星コンステレーションの整備・運営等事業を同条に規定する特定事業として選定するに当たって、同法第11条第1項に規定する客観的な評価を行ったので、同項の規定により別添のとおりその結果を公表します。

令和7年7月4日
防衛大臣 中谷 元